

第3回 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班
議事次第

日時：平成22年2月2日（火）

15：00～17：00

場所：厚生労働省 共用第7会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 改正臓器移植法の一部施行について
- (2) 今後の検討課題とスケジュールについて
- (3) その他

3. 閉会

〈配布資料〉

- 資料1 臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令について
- 資料2 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正について
- 資料3 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の概要
- 資料4 改正法の施行に向けた検討課題及びスケジュールについて
- 資料5 今後の検討課題について

〈配布資料〉

- 参考資料1 臓器の移植に関する法律施行規則新旧対照表
- 参考資料2 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)新旧対照表
- 参考資料3 臓器提供意思登録システムにおける親族優先提供意思の登録方について
- 参考資料4 改正臓器移植法の一部施行に関する普及啓発について
- 参考資料5 学校教育における現状

「臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令」
について（概要）

1 改正の概要

- ① 脳死判定又は臓器摘出を行った医師が作成する記録等について、
親族に対し臓器を優先的に提供する意思に関する規定を加えること。

<改正箇所>臓器の移植に関する法律施行規則第5条・第6条

<根拠規定>臓器の移植に関する法律第10条第1項

- ② あっせん機関は、臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していた場合であって、当該意思により当該親族が移植術を受けたときには、その作成する帳簿に次の書類を添付すること。

一 臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を表示した書面の写し

二 臓器の摘出を受けた者と当該臓器を使用した移植術を受けた者との親族関係を明らかにすることができる書類

<改正箇所>臓器の移植に関する法律施行規則第13条

<根拠規定>臓器の移植に関する法律第14条

2 施行日

平成22年1月17日

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン） の一部改正について

改正の概要

（１）親族の範囲

臓器を優先的に提供する意思表示に関して、法律に規定する「親族」の範囲は、立法者の意思を踏まえて限定的に解釈し、配偶者、子及び父母※とする。

※ 配偶者は、いわゆる法律婚に限り、事実婚は含まない。

子及び父母には、特別養子縁組（子の利益のため特に必要と認められる場合に、家庭裁判所の審判により成立する養子縁組）による養子及び養父母を含む。

（２）親族優先提供の意思表示

① 親族優先提供の意思は、臓器提供の意思に併せて、書面により表示する。

② 優先提供する親族を指定した意思が表示（個人名を記載）されていた場合も、その者を含む親族全体へ優先提供する意思表示として取り扱う。

（３）留意事項

① 親族優先提供の意思表示があつた場合でも、医学的な理由から、必ずしも親族に対し移植術が行われるとは限らない。

② 親族優先提供を目的とした自殺を防ぐ必要があるため、移植希望者（レシピエント）登録をした親族がいる者が、親族優先提供の意思表示を行い、自殺を図ったときは、親族への優先提供は行われぬ。

※ この場合、親族も含めた移植希望者全体から、医学的基準により移植を受ける者を選定する。

③ 親族以外の者に優先提供する意思が、臓器提供の意思に併せて表示されていた場合は、優先提供に係る意思表示については無効となる。

④ 臓器の提供先を限定し、その他の者への提供を拒否する意思が明らかである場合は、親族に限定する場合も含め、脳死・心臓死の区別や臓器の別に関わらず、脳死判定及び臓器摘出は見合わせる。

施行日

平成 22 年 1 月 17 日

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）の概要

1 臓器摘出の要件の改正

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき（現行法での要件）。
- ② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき。

2 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人が
 - A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。
- ② 本人について
 - A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。

3 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

4 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

5 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

臓器の移植に関する法律（現行法）と改正法 比較表

		現行法	改正法	施行日
1	親族に対する優先提供	○当面見合わせる(ガイドライン)	○臓器の優先提供の意思表示を認める	平成22年 1月17日
2	脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、 家族が拒否しない又は家族がいないこと	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと（現行法と同じ） 又は ○本人の意思が不明（拒否の意思表示をしていない場合）であり家族の書面による承諾があること	平成22年 7月17日
	小児の取扱い	○15歳以上の者の意思表示を有効とする（ガイドライン）	○家族の書面による承諾により、15歳未満の方からの臓器提供が可能となる	
3	普及・啓発活動等	（規定なし）	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	
4	被虐待児への対応	（規定なし）	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	

改正法の施行に向けた検討課題及びスケジュールについて

1. 検討課題

I. 小児からの臓器提供に関する課題

- 1 小児の脳死判定基準等について
- 2 被虐待児の取扱いについて
- 3 15歳未満の者による拒否の意思表示について

II. 本人が意思表示していない場合における臓器提供に関する課題

- 1 意思表示していないことの確認について
- 2 脳死判定・臓器摘出について承諾する家族・遺族の範囲について
- 3 有効な意思表示ができない者の取扱いについて

III. 普及啓発等に関する課題

- 1 臓器提供意思表示カードについて
- 2 意思表示登録システムについて
- 3 普及啓発の対象者と啓発方法について
- 4 普及啓発の内容について

IV. 臓器移植の実施に係る課題

- 1 ドナー適応基準及びレシピエント選択基準の見直しについて
 - 2 臓器移植に係る体制整備について
- 等

2. 改正法の施行に向けたスケジュール（案）

施行期日は公布の日から起算して1年を経過した日（平成22年7月17日）と規定されている（親族優先提供に係る部分については、公布の日から起算して6月を経過した日（平成22年1月17日））。

具体的スケジュール（案）については、別添1参照。

主な検討課題

I 小児からの臓器提供

- 小児の脳死判定基準等について
- 被虐待児の取扱いについて
- 15歳未満の者による拒否の意思表示について

II 本人意思が不明の場合

- 意思表示していないことの確認について
- 脳死判定・臓器摘出について承諾する家族・遺族の範囲について
- 有効な意思表示ができない者の取扱いについて

III 普及啓発等

- 臓器提供意思表示カードについて
- 意思表示登録システムについて
- 普及啓発の対象者と啓発方法について
- 普及啓発の内容について

IV 臓器移植の実施に係る課題

- ドナー適応基準、レシピエント選択基準について
- 臓器移植に係る体制整備について 等

専門的な検討を行う体制の整備

検討体制

臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班

- 親族の範囲について
- 15歳未満の者による拒否の意思表示について
- 有効な意思表示ができない者の取扱いについて 等

臓器移植に係る普及啓発に関する作業班

- ドナーカードの様式について
- 意思表示登録システムについて
- 普及啓発の方法について 等

臓器毎による作業班

- 親族優先、小児からの臓器提供等に伴うドナー適応基準、レシピエント選択基準について

厚生労働科学研究 研究班

- 小児の脳死判定基準
 - 臓器提供施設の体制整備
(脳死下での小児臓器提供を行う施設としての要件)
 - 臓器移植における虐待を受けた児童への対策 等
- 研究代表者: 貫井英明先生
研究分担者: 横田裕行先生、山田不二子先生
畑澤順先生
研究期間: 平成21年度

検討内容の報告

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会

審議・パブリックコメントを経て省令やガイドラインの策定へ

今後の検討課題について

課題 1 臓器提供意思表示カードや、運転免許証・健康保険証等での意思表示方法

[検討事項]

(1) 運転免許証や保険証等における、臓器提供の意思をどのように表示していただくか。(標準的な記載事項は何か。)

(2) 親族優先提供の意思表示について、どのように取り扱うか。

案① 現行の意思表示カードの様式のままとし、余白に親族優先提供の意思を表示していただく。

案② 現行の意思表示カードの様式に、「余白に優先提供の意思を表示できる旨」の説明を新たに設け、余白に親族優先提供の意思を表示していただく。

案③ 現行の意思表示カードの様式に、親族優先提供の意思を記入する欄を作成し、意思を表示していただく。

※いずれの案においても、パンフレット等に親族優先の注意事項を記載する。

(参考：臓器移植委員会における主な意見)

- 親族優先提供は例外的な制度であり、特別な記載欄を設ける必要はないと考える。空欄に書けるようにしておけば良いと考える。
- あえて専用の記入欄を設ける必要はないと思う。しかし、親族優先提供の意思が表示できることを知らせることは重要である。法律が変わったのに知らなかったというのは良くないと考える。
- 法律で認められた意思表示なのだから、それを記入する欄はあった方が良い。運転免許証であれ保険証であれ、しっかりと書けるようにしておく方が良いと考える。
- 「○」を付けるのと、例えば「親族優先」と書くのでは、人間の行動として重みが異なってくると考えられる。
- 親族優先提供の意思が表示できることを、始めから示さないとするのは良くないが、臓器提供意思登録システムではかなり慎重に意思登録するような仕組みにしているのに、カードであれば「○」を付ければ簡単に意思表示できるとなると違和感がある。

課題2 改正法の施行に向けた周知等

[検討事項]

(1) 周知する内容、対象

改正法の施行に伴う小児からの脳死下での臓器提供が始まること等も踏まえ、改正内容の周知や臓器移植に関する知識の啓発普及をどのように行っていくか。

(内容) 改正法の内容(法改正の概要、7月施行分の制度の詳細)、その他臓器移植に関する事項のうち、重点をおくべき事項は何か。

(対象者) 効果的な普及啓発を行うためには、どのような対象に重点をおくか。

(2) 周知のスケジュール及び周知媒体

親族優先提供に係る周知スケジュール(別添3参照)及び現行啓発資料(別添4参照)をどのように活用するか。他の媒体は活用できないか。

課題3 意思登録システムの今後の活用方策

[検討事項]

改正法の施行も踏まえ、意思登録システムの活用をどのように図っていくか。また、今後のシステム見直しをどのように考えるか。

(現状の課題) 15才未満の意思表示を登録する手段

インターネットが接続出来ない環境にある方への対応
登録情報の更新

医療機関による登録情報へのアクセス

等

親族優先提供に対応する意思表示カードイメージ(案)

案①（現行意思表示カードの余白に優先提供の意思を表示）

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。)

※ただし、パンフレット等に親族優先の注意事項を記載する。

案②（現行意思表示カードの様式に、「余白に優先提供の意思を表示できる」旨の説明記載）

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。)

注: 臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、空欄に「親族優先」とご記入ください。

注: 臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、空欄に「親族優先」とご記入ください。

案③（現行意思表示カードの様式に、親族優先提供の意思を表示する欄を設け

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。)

親族優先提供意思記入欄:

注: 臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、備考に「親族優先」とご記入ください。

注: 臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思を表示することができます。説明書に記載されています「親族優先提供が行われる場合」をご理解の上、枠内に「親族優先」とご記入ください。

※ 注意事項は、記載のイメージとして掲載しています。

臓器移植法改正に伴う意思表示方法の見直しについて

I 現行の意思表示方法について

1 臓器提供意思表示カード（シール）

臓器提供に関する意思表示する書面については、本人が独自に作成することは可能であるが、実際には、それを法の求めるところに適うものとして作成することは困難であることから、厚生労働省及び（社）日本臓器移植ネットワークにより作成され、頒布されているもの

2 臓器提供意思登録システム

臓器提供に関する意思（臓器を提供する意思または提供しない意思）を書面により表示していても、書面が見つからないことで、臓器提供に関する意思が不明との扱いとなる場合があることから、より確実に本人の臓器提供の意思を確認するために（社）日本臓器移植ネットワークにより運営されているもの

II 見直しに当たっての前提

1 家族承諾による脳死判定・臓器摘出が可能

⇒ 臓器を提供する意思がない場合には、提供しないという意思表示をさせていただくことが重要であり、臓器提供の意思の有無について表示できる機会・環境を整える必要がある。

2 親族へ臓器を優先的に提供する意思表示が可能

⇒ 親族へ臓器を優先的に提供する意思は、臓器を提供する意思に併せて表示することができるが、親族優先の制度について十分に理解した上で表示して頂くことが必要である。

3 運転免許証等に意思表示の記入欄が設けられることを想定

⇒ 臓器提供に関する意思を確認するために必要となる一定の事項について、標準的記載事項として定めておくことが必要である。

臓器提供意思表示カード・シール

【臓器提供意思表示カード】

〈該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

- 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()
- 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・膵臓・眼球・その他()
- 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの内容を証明するために署名して下さい。)



【健康保険被保険者証】

注意事項 診療を受けようとするときには、この証をその都府県保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所 _____

備考 _____

※ 以下の欄は臓器提供に関する意思表示する欄として使用できます。記入する場合は、該当する1~3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい。

- 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません。)
 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()
- 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません。)
 腎臓・膵臓・眼球・その他()
- 私は、臓器を提供しません。

《自筆署名》 _____ 《署名年月日》 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【臓器提供意思表示シール】

私は、脳死判定に従い脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

(28) _____ (28年月日) / /

私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
腎臓・膵臓・眼球・その他()

(28) _____ (28年月日) / /

今後のスケジュール(案)

時 期	普及内容	普 及 啓 発 対 象 者			周知対象者	
		一般の方	15才未満のお子様を持つご両親	15才未満のお子様	教育関係者	医療従事者
2月	<p>法改正の概要周知</p> <p>○ 臓器提供に関する普及啓発の充実</p> <p>↓</p> <p>○ 制度内容の周知</p> <p>↓</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>(社)日本臓器移植ネットワークホームページの掲載</p> <p>厚生労働省動画チャンネル(You Tube)による普及啓発</p> <p>定期刊行物:厚生労働</p> <p>ジャクラビジョン(自動車教習所設置)による普及啓発</p> <p>既存ポスター用タックシールによる普及啓発</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; background-color: #cccccc;"> <p style="text-align: center;">厚生労働省のホームページ (社)日本臓器移植ネットワークホームページ</p> <p style="text-align: center;">詳細情報のお知らせ</p> </div>				
省令・ガイドライン改正時		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 都道府県・病院への通知発出 </div>				
施行日 7月17日		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 都道府県コーディネーターに対する研修会 </div>				

主な普及啓発資材

(第1回臓器移植に係る普及啓発に関する作業班資料抜粋)

資料名 (平均的な 年間配布数)	画像	内容	設置・配布場所		閲覧・入手方法	
			自治体窓口、保健所、郵便局、免許試験センター、コンビニエンスストアに設置	移植病院、透析病院などの正会員施設に設置	HPでの閲覧	資料請求による入手
意思表示カード・シール (700万部)		本人の意思表示	○	○	○	○
リーフレット (900万部)		意思表示の方法を解説した簡易なパンフレット	○	○		○
意思表示カード封入セット (150万部)		郵便局、コンビニなど店舗設置用カード・シールセロハン封入セット		○	○	○
小冊子 (50万部)		主に中学生レベル・一般の方を対象とした解説書		○	○	○
手記のシリーズ think transplant (20万部/号)		移植者・臓器提供者などの手記(年2~3号) Vol. 11まで発行済			○	○
日本の移植事情 (3万部)		大学生など詳しい内容を知りたい人を対象とした解説書			○	○

資料名 (平均的な 年間配布数)	画像	内容	設置・配布場所		閲覧・入手方法	
			自治体窓口、保健所、郵便局、免許試験センター、コンビニエンスストアに設置	移植病院、透析病院などの正会員施設に設置	HPでの閲覧	資料請求による入手
絵本リーフレット (5,000部)		小学生レベルを対象とした組み立て式パンフレット			○	○
ニュースレター (13,000部)		移植希望登録者を対象とした各臓器ごとの移植の実績に関するデータをまとめたパンフレット			○	○
日本の移植事情 解説書 (500部)		「日本の移植事情」と、その内容に沿って解説できる画像と解説書をセットにしたもの				○
ポスター (2万部)		正会員施設、店舗やイベント会場などに掲示				○

○臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(判定に関する記録)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十一の二 判定を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、その旨</p> <p>十二 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 判定を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、当該書面の写し</p> <p>三 (略)</p> <p>(臓器の摘出に関する記録)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>十三の二 臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、その旨</p> <p>十四〇十五 (略)</p>	<p>(判定に関する記録)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 (略)</p> <p>(臓器の摘出に関する記録)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十四〇十五 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、当該書面の写し</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(臓器のあつせん帳簿)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 臓器あつせん機関は、その行つた臓器のあつせんについて、臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していた場合であつて、当該意思により当該親族が移植術を受けたときには、前項の帳簿に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>(臓器のあつせん帳簿)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>一 臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を表示した書面の写し</p> <p>二 臓器の摘出を受けた者と当該臓器を使用した移植術を受けた者との親族関係を明らかにすることができる書類</p>	

臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）一部改正新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 書面による意思表示ができる年齢等に関する事項 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号。以下「法」という。)における臓器提供に係る意思表示(親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思表示を含む。)の有効性について、年齢等により画一的に判断することは難しいと考えるが、民法上の遺言可能年齢等を参考として、法の運用に当たっては、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこと。</p> <p>知的障害者等の意思表示については、一律にその意思表示を有効と取り扱わない運用は適当ではないが、これらの者の意思表示の取扱いについては、今後さらに検討すべきものであることから、主治医等が家族等に対して病状や治療方針の説明を行う中で、患者が知的障害者等であることが判明した場合においては、当面、法に基づく脳死判定は見合わせること。 (削除)</p>	<p>第1 書面による意思表示ができる年齢等に関する事項 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号。以下「法」という。)における臓器提供に係る意思表示の有効性について、年齢等により画一的に判断することは難しいと考えるが、民法上の遺言可能年齢等を参考として、法の運用に当たっては、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこと。</p> <p>知的障害者等の意思表示については、一律にその意思表示を有効と取り扱わない運用は適当ではないが、これらの者の意思表示の取扱いについては、今後さらに検討すべきものであることから、主治医等が家族等に対して病状や治療方針の説明を行う中で、患者が知的障害者等であることが判明した場合においては、当面、法に基づく脳死判定は見合わせること。</p> <p><u>臓器の提供先を指定する意思が書面により表示されていた場合は、脳死・心臓死の区別や臓器の別にかかわらず、親族に限定する場合も含めて、当面、当該提供先を指定する意思表示を行った者に対する法に基づく脳死判定及びその者からの臓器の摘出は見合わせる</u>こと。</p>
<p>第2 親族への優先提供の意思表示等に関する事項</p> <p>1 親族の範囲 <u>臓器を優先的に提供する意思表示に関して法に規定する「親族」の範囲については、立法者の意思を踏まえて限定的に解釈し、配偶者、子及び父母とすること。この場合において、配偶者については、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除き、養子及び養父母については、民法上の特別養子縁組によるものに限ること。</u></p> <p>2 意思表示の方法 <u>親族に対し臓器を優先的に提供する意思は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思に併せて、書面により表示することができること。</u> <u>また、特定の親族を指定し、当該親族に対し臓器を優先的に提供する意思が書面により表示されていた場合には、当該臓器を当該親族を含む親族全体(1に規定する範囲の配偶者、子及び父母)へ優先的に提供する意思表示として取り扱うこと。</u></p> <p>3 親族関係等の確認 <u>親族への優先的な臓器のあっせんに際しては、親族関係及び当該親族本人であることについて、公的証明書により確認するこ</u></p>	<p>(新設)</p>

と。
親族関係について、移植希望者（レシピエント）の選択の際に親族関係を確認できる公的証明書の入手が困難であることが明らかなる場合には、入手可能なその他の公的証明書及び家族・遺族（複数が見ましい。）からの証言により、移植希望者（レシピエント）の選択を開始して差し支えないこと。ただし、可能な限り速やかに親族関係を確認できる公的証明書により確認すること。

4 留意事項

(1) 親族へ臓器を優先的に提供する意思表示が有効に行われていた場合であっても、医学的な理由から、必ずしも親族に対し移植術が行われるとは限らないこと

(2) 親族へ臓器を優先的に提供することを目的とした自殺については、これを防ぐ必要があること。

このため、親族のうちに移植希望者（レシピエント）登録をした者がいる者が親族へ臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していた場合に、当該意思表示を行った者が自殺を図ったときには、親族への優先的な臓器のあっせんは行わないこと。この場合には、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思が書面により表示されていたものとして取り扱うこと。

(3) 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思に併せて、親族（1に規定する範囲の配偶者、子及び父母）以外の者に対し、臓器を優先的に提供する意思が書面により表示されていた場合は、優先提供に係る意思表示は無効であること。この場合には、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思が書面により表示されていたものとして取り扱うこと。

(4) 臓器の提供先を特定の者に限定する意思が書面により表示されており、その他の者に対する臓器提供を拒否する意思が明らかである場合は、親族に限定する場合も含め、脳死・心臓死の区別や臓器の別に関わらず、当該意思表示を行った者に対する法に基づく脳死判定及びその者からの臓器摘出は見合わせること。

第3～4 (略)

第5 脳死した者の身体から臓器を摘出する場合の脳死判定を行うまでの標準的な手順に関する事項

1～2 (略)

3 連絡を受けた臓器移植ネットワークにおいては、直ちにコーディネーターを派遣すること。派遣されたコーディネーターは、主治医から説明者として家族に紹介を受けた後に、家族に対して、脳死判定の概要、

第2～3 (略)

第4 脳死した者の身体から臓器を摘出する場合の脳死判定を行うまでの標準的な手順に関する事項

1～2 (略)

3 連絡を受けた臓器移植ネットワークにおいては、直ちにコーディネーターを派遣すること。派遣されたコーディネーターは、主治医から説明者として家族に紹介を受けた後に、家族に対して、脳死判定の概要、

臓器移植を前提として法に規定する脳死判定により脳死と判定された場合には、法において人の死とされていること、本人が臓器を提供する意思及び脳死判定に従う意思を書面で表示し、かつ、家族が臓器提供及び脳死判定を拒まない場合に、脳死した本人から臓器を摘出することができること等について必要な説明を行うとともに、本人が書面により脳死の判定に従い、かつ臓器提供に関する意思を表示しているか否かについて、また親族に対して臓器を優先的に提供する意思を表示しているか否かについて書面により確認すること。また、家族が、脳死判定を行うこと及び臓器を提供することを拒まない意思があるか否かについて確認すること。

臓器を提供する意思表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を表示していることが書面により確認された場合には、親族への優先提供に関して必要な説明を行うとともに、該当する親族の有無及び当該親族の移植希望者（レシピエント）登録の有無について把握すること。

主治医は、家族が希望する場合には、これらの者の説明に立ち会うことができること。

なお、説明に当たっては、脳死判定を行うこと及び臓器を提供することに関する家族の承諾の任意性の担保に配慮し、承諾を強要するような言動があってはならず、説明の途中で家族が説明の継続を拒んだ場合は、その意思を尊重すること。また、家族の置かれている状況にかんがみ、家族の心情に配慮しつつ説明を行うこと。

4 (略)

第6～14 (略)

臓器移植を前提として法に規定する脳死判定により脳死と判定された場合には、法において人の死とされていること、本人が臓器を提供する意思及び脳死判定に従う意思を書面で表示し、かつ、家族が臓器提供及び脳死判定を拒まない場合に、脳死した本人から臓器を摘出することができること等について必要な説明を行うとともに、本人が書面により脳死の判定に従い、かつ臓器提供に関する意思を表示しているか否かについて書面により確認すること。また、家族が、脳死判定を行うこと及び臓器を提供することを拒まない意思があるか否かについて確認すること。

主治医は、家族が希望する場合には、これらの者の説明に立ち会うことができること。

なお、説明に当たっては、脳死判定を行うこと及び臓器を提供することに関する家族の承諾の任意性の担保に配慮し、承諾を強要するような言動があってはならず、説明の途中で家族が説明の継続を拒んだ場合は、その意思を尊重すること。また、家族の置かれている状況にかんがみ、家族の心情に配慮しつつ説明を行うこと。

4 (略)

第5～13 (略)

○ 臓器提供意思登録システムにおける親族優先提供意思の登録方法について

○ 提供意思の入力について

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○を選択した臓器を提供します。
(×を選択した臓器は提供しません。)

すべて(心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸)を提供します。

• 心臓	<input type="radio"/>	▼	• 肺	<input type="radio"/>	▼
• 肝臓	<input type="radio"/>	▼	• 腎臓	<input type="radio"/>	▼
• 脾臓	<input type="radio"/>	▼	• 小腸	<input type="radio"/>	▼
• 眼球※			• その他※		

※眼球、その他は、この画面で選択することはできません。
なお郵送されるカードには印刷されますので、ご自身で○×を記入してください。

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○を選択した臓器を提供します。
(×を選択した臓器は提供しません。)

すべて(腎臓、脾臓)を提供します。

• 腎臓	<input type="radio"/>	▼	• 脾臓	<input type="radio"/>	▼
• 眼球※			• その他※		

※眼球、その他は、この画面で選択することはできません。
なお郵送されるカードには印刷されますので、ご自身で○×を記入してください。

3. 私は、臓器を提供しません。
※眼球・その他は除く。

臓器提供に関する意思を選択し、名前や住所などの個人情報を入力します。
臓器を提供する場合は、1番か2番、あるいは1番と2番を選択し、個人情報を入力して「次へ」進むと、「臓器を提供する意思を表示した方へ」というページに進みます。

2 個人情報の入力

メールの配信 希望する

今後の普及啓発に役立てるため、この登録サイトをお知りになったきっかけを教えてください。

登録サイトをお知りになったきっかけ

上記の選択胸に無い場合

戻る

次へ

1

親族優先の意思登録をしたい場合、「注意事項を読む」に進みます。

このまま注意事項を読まずに「現在の入力内容で意思登録をする」に進むと、親族優先の登録は行われません。



(社) 日本臓器移植ネットワーク
臓器提供意思登録

Japan Organ Transplant Network

臓器を提供する意思を表示した方へ

平成22年1月17日より、新たに、親族への優先提供の意思表示を行うことが可能です。

臓器を提供する意思に併せて、親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示すると、以下の2つの条件を満たした場合に、その親族の方が他の方より優先して移植を受けられるようになります。

- ・ 社団法人日本臓器移植ネットワークに移植希望登録をしている親族(配偶者、子ども、父母)の方がいる
- ・ 医学的な条件を満たしている

親族への優先提供を希望する場合には、注意事項をお読みいただき、同意したうえでご登録ください。

* 注意事項に同意されない場合は、親族優先提供の意思は登録されません。

現在の入力内容で
意思登録をする

注意事項を読む

注意事項の1つ目です。同意をすると次の注意事項に進みます。
同意しない場合、親族優先の登録は行われません。



(社) 日本臓器移植ネットワーク
臓器提供意思登録

Japan Organ Transplant Network

親族優先提供を希望する場合の注意事項

1. 優先提供の意味

“子どもには提供したいが、他の人には提供したくない”とか、“〇〇さんだけが提供したくない”といった提供先を限定した場合には、親族の方を含め、臓器提供は行われません。

※親族への優先提供の意思は、臓器を提供する意思に併せて表示することとされています。

同意しない

同意する

* 同意されない場合、親族優先提供の意思は登録されません。

注意事項の2つ目です。同意をすると次の注意事項に進みます。
同意しない場合、親族優先の登録は行われません。



臓器提供意思登録

Japan Organ Transplant Network

親族優先提供を希望する場合の注意事項

2. 優先提供の対象となる方

- ① 配偶者 ※注1
- ② 子ども ※注2
- ③ 父母 ※注2

※注1 婚姻届を出している方に限ります。

※注2 養子、養父母の場合、特別養子縁組に限ります。

同意しない

同意する

* 同意されない場合、親族優先提供の意思は登録されません。

注意事項の3つ目です。同意をすると親族優先提供の意思登録画面に進みます。
同意しない場合、親族優先の登録は行われません。



(社)日本臓器移植ネットワーク
臓器提供意思登録

Japan Organ Transplant Network

親族優先提供を希望する場合の注意事項

3. 優先提供されない場合

- ・ 親族(配偶者、子ども、父母)に移植希望登録をしている方がいない場合
- ・ 医学的条件を満たさない場合(血液型が合わないなど)
- ・ 移植希望登録をしている親族がいる方が自殺した場合

※これらの場合は、日本臓器移植ネットワークに登録されている方に提供されます。

同意しない

同意する

※ 同意されない場合、親族優先提供の意思は登録されません。

すべての注意事項に同意すると、親族優先の意思登録が可能です。



(社) 日本臓器移植ネットワーク
臓器提供意思登録

Japan Organ Transplant Network

親族優先提供を希望する場合の注意事項

親族優先提供の意思登録を希望し、注意事項に同意をされた方へ

親族への優先提供の意思を登録しますか？

登録しない

登録する

Copyright(C) Japan OrganTransplant Network. All Rights Reserved.

プライバシーポリシー

変更内容の確認

下記の内容に変更します。よろしければ「送信」ボタンをクリックしてください。

「Windows Vistaをご利用の方へ」本サイトは、現在Windows Vistaをご利用になられている方の環境では、文字が表示できない、文字表記が異なるなど正しい表記ができない場合があります。この確認画面で文字が正しく表示されない場合には、登録された情報を適正に管理・運用することができません。下記画面上で文字が正しく表記されない場合には、入力画面に戻って、正しく表記される文字で入力しなおして登録を行ってください。Windows Vistaへの対応準備が整いますまでご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に☑で囲んだ臓器を提供します。

心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸

眼球 その他・・・登録の対象ではありません

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に☐で囲んだ臓器を提供します。

腎臓 脾臓

眼球 その他・・・登録の対象ではありません

③ 私は、臓器を提供しません。

私は、親族優先提供を希望します。

登録者情報

生年月日(※半角数字)	西暦1980年04月03日
氏名	テスト テスト
氏名(フリガナ)	テスト テスト
性別	男性
郵便番号(※半角数字)	〒948-9484
住所(都道府県)	5t5at
住所(市区町村)	5t5at
住所(番地)	5t5at
住所(アパート・マンション名)	5t5at
電話番号(※半角数字)	393-9937-9436
Eメールアドレス(※半角英数)	y.watanabe@medie-bust.com
パスワード(※半角英数字以外禁止)	123456
登録の真実	あああ
質問の答え	aa
Eメールの配信	希望しない
サイトをお知りになったきっかけ	未設定

戻る

送信

自分が登録した内容を確認して、正しければ「送信」します。

改正法の一部施行(親族優先提供に係る部分)に関する周知状況

第2回作業班で御議論いただいた内容に沿った形で、以下のとおり、周知活動を実施したところ。

改正法全般に関する周知

- ・ポスター掲示(官公庁・医療施設等)
- ・厚生労働省及び日本臓器移植ネットワークホームページへの掲載
- ・定期刊行物：厚生労働(12月号)等

親族優先提供に関する周知

1. 一般の方に対する周知
 - ・厚生労働省及び日本臓器移植ネットワークホームページへの掲載
 - ・厚生労働省動画チャンネル(You Tube)
 - ・ジャクラビジョン(自動車教習所設置)
 - ・意思表示カード設置箱用ポップ
 - ・定期刊行物：厚生労働2月号(予定)
 - ・政府公報(政府公報オンライン、テレビ番組(予定))等
2. システム登録者へのお知らせ
 - ・メールアドレス登録者に対するメール
 - ・登録者への手紙
3. レシピエント登録者(ご家族)へのお知らせ
 1. の普及啓発に加えて、ご家族用パンフレットを送付
4. 医療従事者への周知
 1. の普及啓発に加えて、関係学会のホームページを通じた周知
5. その他
 - ・都道府県担当者・都道府県コーディネーター会議の開催

厚生労働省ホームページ

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために

緊急情報

新型インフルエンザに関する情報

緊急情報

政策レポート

お知らせ

(社)日本臓器移植ネットワークHP

臓器提供の橋渡しを行う日本で唯一の組織 - (社)日本臓器移植ネットワーク

JOT Japan Organ Transplant Network Homepage
(社)日本臓器移植ネットワーク

臓器移植法の一部が改正されます

臓器提供意思登録

2009年の状況 12月末日現在

移植希望登録者数 …… 12,620人
脳死下で提供された方 …… 7人
心臓停止後に …… 98人

親族優先提供に関する情報の掲載

臓器移植法の一部が改正されます

臓器の移植に関する法律の一部が改正され、

1.平成22年1月17日からは、
臓器を提供する意思表示に併せて、親族が臓器を優先的に提供する意思を書面により表示できます。

2.平成22年7月17日からは、
ご本人の臓器提供の意思が不明な場合も、ご家族の承諾があれば臓器提供できるようになります。これにより、15歳未満の方からの臓器死下での臓器提供も可能になります。

臓器提供の意思は、インターネットで意思登録をするか意思表示カード・シール、健康保険証の意思表示欄などで示すことができます。これまでの意思表示カードなどは、今後も有効です。

平成22年1月17日から改正臓器移植法の一部が施行されます。
詳細は下記内容をクリックしてご覧ください。告知用資料は、ダウンロードしてご使用ください。

・ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（告知）

・ 省令

・ ガイドライン

■「親族優先提供に関する重要なお知らせ」

親族優先提供についての詳細は、こちらをご覧ください。
また、プリントアウトして配布にご利用ください。



PDFデータでの閲覧はこちら

■法改正告知用リーフレット

ポスターのA4サイズ版です。簡単な告知にご利用ください。



PDFデータでの閲覧はこちら

■「親族優先提供に関する告知用タックシール」

パンフレットや懸垂ポスターなどに貼ってご利用ください。



PDFデータでの閲覧はこちら

【A4 6枚サイズ】



PDFデータでの閲覧はこちら

【A4 12枚サイズ】

親族優先提供に関する重要なお知らせ

【重要なお知らせ】改正臓器移植法の一部が施行されます
～平成22年1月17日より、親族への優先提供が始まります～

改正臓器移植法の一部施行に伴い、平成22年1月17日より、臓器を提供する意思表示に併せて、親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができます。

●【親族への優先提供が行われる場合】

- ① ご本人（15歳以上の方）が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思表示を書面により表示している
- ② 親族（配偶者※1、子ども※2、父母※2）が移植希望登録をしている
- ③ 医学的な条件（適合条件）を満たしている

※1 縁組を出している方、いわゆる事実婚の方は含まれません。
※2 実の親子のほか、特別養子縁組による親子及び養父母を含みます。

●【親族への優先提供の意思を表示する方法】

- ① (社)日本臓器移植ネットワークのホームページから意思を登録する
臓器提供意思登録サイトから、意思を登録することができます。
ホームページ <http://www.jotm.or.jp> モバイルサイト <http://www.jotm.or.jp/m>
- ② 臓器提供意思登録カード・シールなどの意思表示書面に記載する
書面に「親族優先」と記載することができます。
(優先提供する親族の名前を記載した場合の取扱いは、臓器移植法をご覧ください)

●【留意事項】

- ① 医学的な条件などにより移植の対象となる親族がいない場合は、親族以外の方への移植が行われます。
- ② 優先提供する親族の方を指定（名前を記載）した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
- ③ 「〇〇さんだけにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。
- ④ 臓器提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。

● 親族優先提供についてのQ&A

Q	A
1 親族優先提供の対象となる「親族」の範囲は、具体的に誰ですか？	配偶者、子ども及び父母を含みます。 言い換えると事実婚の配偶者や、特別養子縁組以外の縁組による親子及び養父母は含まれません。
2 親族優先提供の意思はどのように表示すればいいですか？	(社)日本臓器移植ネットワークのホームページやモバイルサイトから、意思を登録することができます。 ホームページ http://www.jotm.or.jp モバイルサイト http://www.jotm.or.jp/m 臓器提供意思登録カード・シールや、臓器提供意思登録書の書面に「親族優先」と記入することもできます。
3 親族のうち子どもだけを指定したり、子ども一人を配偶者一人の母などのように優先順位をつけることはできますか？	特定の親族を指定したり、親族に順位をつけることはできません。 このよう意思が書き添えられている場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
4 親族だけに提供することはできますか？	「親族だけに提供し、その他の方には提供しない」といった、提供先を限定する意思表示はできません。 そのような意思が書き添えられている場合は、臓器提供そのものができなくなります。
5 親族優先提供の意思表示をしたら、必ず親族に提供できますか？	移植希望の登録をしている親族がいない場合や、移植希望登録されている親族の方が医学的な条件を満たさない場合は、親族以外の方に移植が行われます。 したがって、親族へ臓器を提供することを目的とした自殺を防ぐため、親族への優先提供の意思を書き添えていた方が自殺をした場合には、親族への優先提供は行われません。
6 親族に移植希望者が人を超えた場合、その移植順位はどうやって決まりますか？	優先的に移植を受けられる候補となる親族の方が複数いる場合は、医学的な適合度などの基準によって移植順位が決まります。

厚生労働省
社団法人日本臓器移植ネットワーク

意思登録窓口 ホームページ <http://www.jotm.or.jp> モバイルサイト <http://www.jotm.or.jp/m>
お問い合わせ先 社団法人日本臓器移植ネットワーク
☎ 0120-70-1069 携帯からは03-3502-2071



改正臓器移植法について多くの方を知っていただくために、
リンクバナーにご協力ください。リンクの殆どは下の「バナー」をダウンロードしてご使用下さい。



←バナー

■親族優先提供の意思表示は、こちらから
○親族優先の意思を登録する

■告知用資料のご請求は、こちらから

■法的改正告知映像は、こちらからご覧いただけます。



TOPへ戻る

ホームページへの誘導を図るためのポスター・ポップ

【平成22年1月上旬～】

●ポスター



●設置箱用ポップ



日本救急医学会HP

日本脳神経外科学会HP

The screenshot shows the homepage of the Japanese Neurological Society (JNS). The header includes the society's name in Japanese and English, along with a logo. A navigation menu on the left lists various sections like 'English Page', 'About JNS', 'General Information', 'Member Information', 'Committee Information', 'Administrative Procedures', 'Downloads', 'Links', 'Member Only', and 'Neurol Med Chir (Tokyo)'. The main content area is divided into three columns. The left column is titled '事務局からのお知らせ' (Notice from the Secretariat) and contains several news items with dates, such as '2010.01.20 「がん治療認定医」の更新減額について' and '2010.01.14 第45回(平成22年)専門医審査のお知らせ'. The middle column is titled '医療情報' (Medical Information) and contains items like '2009.12.22 臓器移植法の一部改訂について'. The right column is titled '第69回脳神経外科学会学術総会' (69th Annual Meeting) and provides details about the event held in Fukuoka. There are also buttons for '学術解説' (Academic Commentary) and '登録はこちら' (Registration Here).

日本集中治療医学会HP

The screenshot shows the homepage of the Japanese Society of Intensive Care Medicine (JICM). The header includes the society's name in Japanese and English, along with a logo and an 'English PAGE' button. A navigation menu on the left lists sections like 'Contents', 'About JICM', 'Member Information', 'Administrative Procedures', 'Specialists', 'Bylaws', 'Academic Society Information', 'Local Branches', 'Refreshment Seminars', 'Related Links', and 'Past Topics'. The main content area features a large image of medical professionals in a clinical setting. Below the image is a 'Topics' section with several news items, including '「第5回 日本集中治療医学会主催リフレッシュセミナー」をリフレッシュセミナーに追加いたしました。 (2010年1月12日) JICM' and '厚生労働省からのお知らせ「臓器移植法の一部が改正されます！」 (2009年12月24日) JICM'. There are also buttons for '検索' (Search) and '検索方法' (Search Method).

日本臨床救急医学会HP



日本臨床救急医学会
JCEMGE No.1/22041

代表者名
87歳/72110

〒104-8501
東京都中央区
本町2-1-1
日本臨床救急医学会
〒104-8501
東京都中央区
本町2-1-1
日本臨床救急医学会



日本臨床救急医学会
Japanese Society for Emergency Medicine

一般社団法人 日本臨床救急医学会は、医師のみならず、看護師、救急隊員ほか、
救急医療に携わるコメディカルの方々や関係機関も参加している学会です。

設立年	1977年（平成9年）
一般社団法人設立	2009年（平成21年）6月
定 員 数 (2009年1月現在)	正 会 員（個人） 2,412名 賛 助 会 員（企業） 4名 准 賛 助 会 員（非営利） 39名
学 会 報 誌	〒104-8501 東京都中央区本町2-1-1 日本臨床救急医学会 TEL: 03-3563-2704 FAX: 03-3563-6127
E-mail	info@jcemge.com

【お問い合わせ・変更依頼】

（財）財団法人日本救急医学会（JCEM）事務局
会 期：2010年8月28日（水）～29日（木）（2日間）
会 場：札幌市コンベンションセンター
会 社：財団法人（札幌医科大学救急部 救急・集中治療学講座）
事務局：〒060-0814 札幌市中央区南一条西5丁目1番1号
緊急時連絡のための24時間受付センターが設けられます！！（2010/7/27）
緊急時連絡センターの受付時間については、ホームページ（www.jcemge.com）上でご確認ください。（2009/12/17）
【公益財団法人臨床救急医療研究基金】 平成24年度助成金交付対象者の募集のお知らせ（2009/12/2）

学校教育における現状

広島県教育委員会事務局生涯学習部
スポーツ振興課学校体育係 黒田康弘

1 小学校、中学校での現状

学習指導要領に示された「道徳」の内容の一部（関連分抜粋）

学校種及び学年		内容
小学校	第1学年及び第2学年	生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。
	第3学年及び第4学年	生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。
	第5学年及び第6学年	生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。
中学校		生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。

※ 資料は、暁教育図書、光村図書、教育出版、の抜粋

2 普及啓発へのアプローチ

(1) 前提

- 生徒は、担当の教師の言動に左右されやすいものである。また、家に帰り学校での話題を家族に話し、意見を求めることがある。
- 臓器移植については、いろいろな考え方を持つ生徒・保護者がいる中で、学校で扱う内容としての説明責任が生じたとき、学校や教育委員会には、学習指導要領のような確かな根拠がない。

(2) 普及啓発へのアプローチ

- 小学校・中学校へは学習指導要領の内容の範囲で扱えるよう「ドナー登録をしましょう」を前面にしたものではなく、「生命の尊さ、自他の生命の尊重」を前面にした、普及啓発資料にする。
- 教師に対する学習資料は継続して提供する。その際も、学習指導要領の内容の範囲を意識したものにする。
- 現在も親子向けの啓発資料があるが、保護者に対する学習資料の提供についても、学校で扱うものとして作成する。
- 道徳の副読本には、現在も手記などが掲載されている。「副読本にも載っているということ」が学校で扱う根拠になっていることから、継続して載せることができるよう、関係出版社へ情報提供などの協力をする。



ある人が事故や病気で、法律で定められた病院によつて「脳死」と判定された場合、臓器を提供することができず。臓器移植とは、臓器の機能が低下し移植でしか治らない人と、提供してもよいという人を結核医療です。しかし脳死の状態では、その人は意思表示することはできません。ドナーカードは、十五歳以上の人が生きている間に自分の意思を伝えておく一つの手段です。ドナーカードによって、臓器を提供する意思と、提供しない意思を表すことができます。一枚は自分のために、一枚は大切な人のために、二枚のカードに記入します。

娘をドナーに私は出来ない

主婦 高井 ゆかり (神奈川県横浜市 三十八歳)

我が家で先日、小学四年生の娘がドキッとするようなことをいいました。

「ねえ、お母さん。もしも私が脳死になったら、私の臓器提供する？」

話の内容の重さと、あまりの突然さに、私は絶句してしまいました。

その日、学校で先生から臓器移植の話聞いたというのです。私は思わず娘を抱きしめ、ゆっくと本音で答えました。

親にとり子供は何よりも大切なもの。脳死というのは、脳の働きが停止し、やがて亡くなるという状態だけど、まだ息をしているし心臓も動いている。そんなあなたから内臓を取り出すなんて、お母さんは出来ない。あなたの体だけでも白雪姫のように取っておきたいくらい、いとおしく、手放せないと思う。同じ大切な家族でも、それが大人なら、ある程度人生を生きて本人の意志があれば、移植も考えられると思う。

あなたは、お母さんよりも先に死んだら絶対に駄目よ、といいながらも切なかつたのは、少

し前に海外で心臓移植を待ちながら亡くなった幼い子のニュースに涙したことを思い出していたからです。私の考えは狭いのでしょうか。自分勝手でしょうか。

家族の場合に迷う臓器提供

医学部講師 新見 正則 (東京都板橋区 四十歳)

私のドナーカードを妻は秘密の場所に保管している。私が脳死になった時に、臓器提供に同意するかどうか考えるそうだ。

私はイギリスで五年間、移植医療の現場を見てきた。移植医療は、多くの不治の病の患者さんに再び日常生活を与え、仕事も、スポーツも、そして出産までも可能とする医療である。

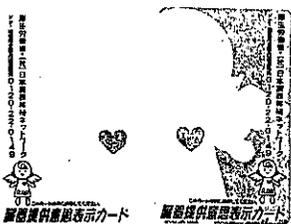
しかし、私にも臓器提供を素直に受け入れられないところがある。それは多くの臓器は脳死者から提供されなければならないからだ。最愛の妻が脳死になっても、心臓が止まり体が冷たくなるまで抱擁していただろう。

ところが、家内が移植医療以外に助からないとなれば、ぜひとも移植医療を受けさせたいと願うであろう。その高い成功率を知っているから。

運命を思い病気を素直に受け入れることも一つの方法と思うが、「あげたくない、でも、もらいたい」というのが素直なところか。

もし、私が脳死状態となり、私の臓器がどなたかに新しい人生を与える可能性があるならば、家内には秘密の場所からドナーカードを出して私の臓器提供の意思に同意してほしい。移植に携わった経験から、私は体が温かく心臓は鼓動していても、自分を規定している脳が死んだ状態も死と認めるようになったから。

正しき者は溢る多し。(旧約聖書)



ドナーカード
厚生労働省と社団法人日本臓器移植ネットワークが発行する臓器提供意思表示カード。
本人だけでなく家族など大切な人にも持ってもらえば、二枚に記入することで呼びかけられる。



臓器提供意思表示カード
あなたの意思表明ありがとうございます。このカードは有効です。
厚生労働省 (株) 日本臓器移植ネットワーク
ドナー提供意思表示カード 0120-22-0149

(該当する1,2,3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい)
1 私は、脳死の状態に陥り、臓器提供の場において提供可能な臓器を決定します。(※つけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・膵臓・その他()
2 私は、心臓が停止した状態、呼吸が止まった状態において提供可能な臓器を決定します。(※つけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・膵臓・その他()
3 私は、臓器を提供しません。
署名年月日: 年 月 日
本人署名(白黒): _____
家族署名(白黒): _____
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本臓器移植ネットワーク

ドナーカードは、臓器提供の意思表示だけでなく、臓器を移植したいという希望も表示できる。

娘が贈った七つの宝石

新聞記事 画 小林 マキ

Tさんの次女、理恵さんが、ジョギング中に車にはねられ、都内の大学病院に運ばれたのは数年前の朝。

「脳幹の損傷が大きく、脳死状態と思われれます。」

医師の言葉はあまりに悲しく、重かった。数日後には人工呼吸器を使っても心臓が動かさなくなると言われた。

長女が、理恵さんがドナーカードを持っていることを思い出した。理恵さんの財布を捜すと、確かにカードがあった。サインも日付もしっかり記入されていた。心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球、その他、すべて丸印が付いていた。

Tさんは、そのときまで、理恵さんが脳死になったときに臓器提供の意思をもっていることを知らなかった。「勝手に決めて……。こんな大事なことを。」娘の体を傷つけることへの強い抵抗と、意思の尊重のはさまで悩んだ。

確かに、理恵さんは、「人を助ける仕事をしたい。」と、介護の勉強をしていた。だが、Tさんが決心したのは、ドナーカードを記入しサインした日付を見たときだ。わずか七週間ほど前だった。Tさんの母親の三回忌があった時期。「生」や「命」を考へ抜いた末のサインだと感じた。

「こんななきちんと書いているんだから意思をかなえてあげようか。」

Tさんの言葉に、妻も長女も同意した。

病院から連絡を受けたコーディネーターが到着、臓器移植について説明を受けた。提供の意思に変わりのないことを、何度もやり取りした。

事故から三日目の朝、眠っているような理恵さんに別れを告げた。血色はよく、手も温かかった。が、名前を何度呼んでも、目を開けることはなかった。妻の希望で、美しかった目と皮膚だけは、摘出しないことにした。

理恵さんはとても健康だった。事故による損傷は脳以外にはほとんどなかった。摘出された臓器は移植を待つ七人のレシピエントの元に運ばれ、移植は成功した。摘出が終わった理恵さんは病院の霊安室へ運ばれた。お気に入りだった白いドレスを着せた。コーディネーターが白いカサブランカの花束を理恵さんの胸にささげた。まるで花嫁姿のようだった。

霊安室のドアが少し開いて、病院長が、

「お嬢さんに、お焼香をさせていただきます。」

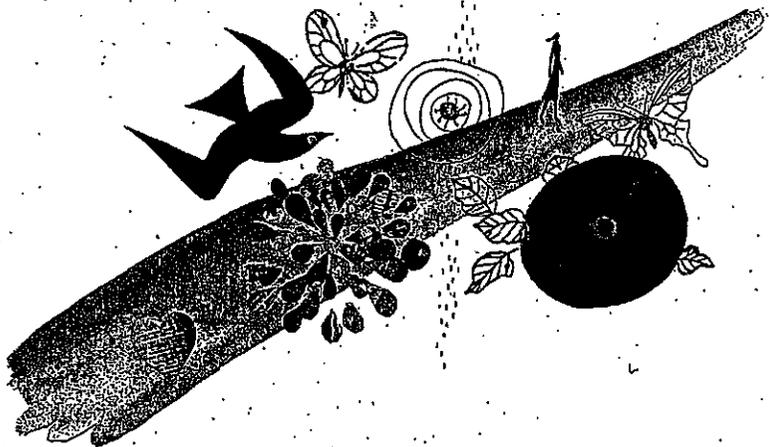
と申し出た。

「どうぞ。」

とドアを開けると、そこには、病院中の医師、看護師、職員らの長蛇の列ができていた。百人以上が並んでいた。

「お嬢さんは本当によくやってくれました。何人もの命を救ってくれました。」院長の言葉に涙がこぼれなくなった。

「人々に『生』をもたらした娘の七つの宝石。移植を受けた七人の中に理恵は生きています。」Tさんはそう感じている。



みんなで考えよう

- 1 理恵さんは、どのような考えからドナーカードにサインしたのでしょうか。
- 2 Tさんは、どんな思いで「人々に『生』をもたらした娘の七つの宝石」と言ったのでしょうか。

- 3 「かけがえのない命」について考えたことを話し合ってみよう。

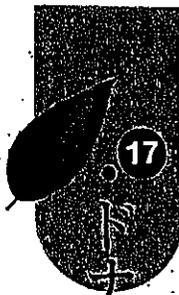
[出典]
産経新聞2007年8月14日朝刊

*脳死
大脳及び脳幹の全機能が停止している状態。

*ドナーカード
臓器提供の意思を記入するカード。

*レシピエント
移植を受ける候補者。

*コーディネーター
臓器移植が円滑に公平に実施されるよう調整をする人。



17. ドナーカード 編集委員会

「ドナーカード」を知っていますか。正式名称を「臓器提供意思表示カード」といいます。

人が「脳死」状態（脳全体の働きがなくなり、生命維持装置の助けがなければ亡くなってしまふ状態）に陥った時、その臓器をほかの人に提供することが可能です。もし自分がそういう状態に陥った時、臓器を提供します、あるいはしません、という意思を示すために持つのが「ドナーカード」です。

移植でしか助からない命、治療はできないけれども移植すれば健康を回復できるという病気があります。長く病氣と闘いながら、適合する臓器が提供される機会を何年も待っている人たちが、たくさんいます。

一方、臓器を提供する体は、脳の機能が失われているとはいっても、心臓が動き、体温は温かく、まるでただ眠っているだけのように見えます。その命を絶ら切ることによって、臓器提供が可能になります。

そして、提供される人（レシビエント）にも、提供する人（ドナー）にも、家族や友人がいます。

脳死で臓器を提供できるのは、十五歳からです。

自動車の運転免許を取得したAさん

この春、高校を卒業しました。友達と一緒に自動車教習所に通い、自動車の運転免許を取得しました。その時、運転免許センターに置いてあった「ドナーカード」の説明を読みました。

もし交通事故に遭って命を落としてしまったら、使える臓器までお墓に入れてしまうのはもったいないと思います。だから、臓器提供の意志に同意しました。「ドナーカード」は運転免許証とともにいつも携帯しています。

二人の子供を持つ主婦Bさん

テレビで臓器移植のニュースを見ていた時、小学生の上の娘がこんなことを言いました。「わたしも病気で困っている人のために自分の臓器を提供したいな。ねえ、いいでしょ、お母さん。」

突然の娘の言葉にびっくりです。なんと立派なんだろうとさえ思います。だけど、考えてください。自分のかわいい娘の心臓が動いているのに、息をしているのに臓器を取り出すなんて、わたしにはできません。娘の言葉に返事ができませんでした。

ドナーカードを持っている会社員Cさん

わたしは父の死をきっかけに「ドナーカード」を持つようになりました。たとえ愛する人が死んでしまっても、その臓器がほかのだからの体の中で生き続けていく

← 該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

臓器提供意思表示カード



あなたの意思表示ありがとうございます。このカードは常に携帯してください。

厚生労働省・(社)日本臓器移植ネットワーク
ドナー情報用全国共通連絡先：0120-22-0149

れたら、肉体は失われてもその精神はこの世に存在するような気がするのです。臓器移植で助かった命がまた次の命につながる。そしてそのまた次の命へ。臓器を提供することにつながる命。とても大切なことだと思います。

家族が「ドナーカード」を持っていることを知ったDさん

わたしの夫は「ドナーカード」を持っています。「おれに何かあったときには、必ず使える臓器は困っている人に提供してくれ。」これが夫の口ぐせです。

愛する人の気持ちは最大限尊重したいと思っています。でも、いざとなった時に、はたして夫の体に入れますか入れることができるでしょうか。今のわたしはイエスともノーともいえないような気がします。わからないし、決められません。これからもっと夫婦でたくさん会話をし、いちばん納得のできる答えを見つけていきたいと思っています。

会社を定年退職しEさん

ドナーカードには署名しません。わたしは六十歳になる今まで、病気一つしたことがありません。自分の体には寿命というものがあります。だから、その寿命が過ぎるまで精いっぱい生きたいと思います。途中で、とぎれてしまう命もあると思います。しかし、それもその人の運命ではないでしょうか。

今は医療技術が発達しました。しかし、決められている寿命を、技術を駆使して延ばすことには抵抗があります。自分に与えられた寿命を精いっぱい生きることが大切なのです。

家族を難病でなくしたFさん

ぼくの兄は、去年心臓の病気でなくなりました。命を助けるための唯一の手段が臓器移植でした。しかし、それもかなわぬまま三十七歳の若さでなくなりました。

もし、あの時、兄に合うドナーの方がいたら、兄は助かったかもしれない。移植された臓器は、その人の中でもう一度生きていくことができます。ドナーカードにより救える命があるんです。ぼくのような思いをする人がいないように、たくさんの人にドナーカードを持ってほしいと思います。

病院に勤務する看護師のGさん

脳死状態の患者さんは、病院の集中治療室に収容されます。わたしの病院にもいます。呼吸器をつけていますが、髪や爪も伸びます。ヒゲをそってあげる時に、カミソリを強くあてすぎると、血がにじんできます。胸に耳をあてると心臓の音も聞こえます。体もあたたかいです。この患者さんはまぎれもなく生きています。

病院の受付にドナーカードが置いてあります。だけど、わたしはドナーカードを持ってません。